

(4) 特定化学物質健康診断 (特化則第39条)

ア 対象者

特定化学物質健康診断は、次の者に実施されます。

- ① 第1類物質、第2類物質を製造し、取り扱う業務に常時従事する労働者
- ② 過去に第1類物質、第2類物質を製造し、取り扱う業務に常時従事していた労働者で現に使用している者
- ③ 健康管理手帳所持者

各々の物質ごと健康診断対象者等が異なりますので、次の「特定化学物質健康診断確認表」で確認してください。

確認表は、現在では工業的には製造、使用されていない製造禁止物質についても、試験研究等の目的で製造、使用されているものもあるので、当該製造禁止物質に関する対応についても整理しています。

製造禁止物質のうち4号（石綿）を取り扱う業務については、後述（86ページ）の石綿健康診断を実施します。

また、各々の物質ごとに健診項目が異なります。物質ごとの健康診断項目は62ページから81ページに示した「特定化学物質健康診断の項目」（特化則別表第3、第4）から確認してください。

特別有機溶剤の健診については、特別有機溶剤と有機溶剤の含有率によって、特化物健康診断、有機溶剤健康診断の両方が必要となる場合もありますので、82ページに示した「特別有機溶剤等に係る規制内容図」を確認してください。

特別管理物質を製造、取り扱う業務に従事した人の健康診断の記録の保存は30年です（特化則第38条の4）。

特定化学物質健康診断確認表

分類	対象物質	現在 従事者 (安衛令 第22条 第1項)	過去 従事者 (安衛令 第22条 第2項)	健康管 理手帳 所持者 (安衛令 第23条)	特別管 理物質 (特化則 第38条 の3)	特別有 機溶剤 (特化則 第2条)
第1類 物質	1. ジクロルベンジンおよびその塩	○	○	—	○	
	2. アルファ-ナフチルアミンおよびその塩	○	○	—	○	
	3. 塩化ビフェニル (PCB)	○	—	—		
	4. オルト-トリジンおよびその塩	○	○	—	○	
	5. ジアニシジンおよびその塩	○	○	○	○	
	6. ベリリウムおよびその塩	○	○	○	○	
	7. ベンゾトリクロリド	○	○	○	○	
	8. 1~6をその重量の1%を超えて含有する物、 7をその重量の0.5%を超えて含有する物	○	△8	—		

II 健康診断のすすめ方

分類	対象物質	現在 従事者	過去 従事者	健康管理手帳 所持者	特別管 理物質	特別有 機溶剤
第2類物質	1. アクリルアミド	○	—	—		
	2. アクリロニトリル	○	—	—		
	3. アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基またはエチル基であるものに限る）	○	—	—		
	3-2. インジウム化合物	○	○	—	○	
	3-3. エチルベンゼン	△4	△5	—	○	○
	4. エチレンイミン	○	○	—	○	
	5. エチレンオキシド	—	—	—	○	
	6. 塩化ビニル	○	○	○	○	
	7. 塩素	○	—	—		
	8. オーラミン	△1	△2	—	○	
	8-2. オルト-トルイジン	○	○	○	○	
	9. オルト-フタロジニトリル	○	—	—		
	10. カドミウムおよびその化合物	○	—	—		
	11. クロム酸およびその塩	○	△3	○	○	
	11-2. クロロホルム	△4	—	—	○	○
	12. クロロメチルメチルエーテル	○	○	—	○	
	13. 五酸化バナジウム	○	—	—		
	13-2. コバルトおよびその無機化合物	△4	△5	—	○	
	14. コールタール	○	○	—	○	
	15. 酸化プロピレン	△4	△5	—	○	
	15-2. 三酸化ニアンチモン	△4	△5	—	○	
	16. シアン化カリウム	○	—	—		
	17. シアン化水素	○	—	—		
	18. シアン化ナトリウム	○	—	—		
	18-2. 四塩化炭素	△4	—	—	○	○
	18-3. 1・4-ジオキサン	△4	—	—	○	○
	18-4. 1・2-ジクロロエタン(二塩化工チレン)	△4	—	—	○	○
	19. 3・3-ジクロロ-4・4-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)	○	○	—	○	
	19-2. 1・2-ジクロロプロパン	△4	△5	○	○	○
	19-3. ジクロロメタン(二塩化メチレン)	△4	△5	—	○	○

分類	対象物質	現在 従事者	過去 従事者	健康管理手帳 所持者	特別管 理物質	特別有 機溶剤
	19-4. ジメチル-2・2-ジクロロビニルホスフェイト (DDVD)	△4	△5	—	○	
	19-5. 1・1-ジメチルヒドラジン	○	○	—	○	
	20. 臭化メチル	○	—	—		
	21. 重クロム酸およびその塩	○	△3	○	○	
	22. 水銀およびその無機化合物（硫化水銀を除く）	○	—	—		
	22-2. スチレン	△4	—	—	○	○
	22-3. 1・1・2・2-テトラクロロエタン（四塩化アセチレン）	△4	—	—	○	○
	22-4. テトラクロロエチレン（パークロルエチレン）	△4	—	—	○	○
	22-5. トリクロロエチレン	△4	—	—	○	○
	23. トリレンジイソシアネート	○	—	—		
	23-2. ナフタレン	△4	△5	—	○	
	23-3. ニッケル化合物（24を除き、粉状のものに限る）	○	○	—	○	
	24. ニッケルカルボニル	○	○	—	○	
	25. ニトログリコール	○	—	—		
	26. パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン	○	○	—	○	
	27. パラ-ニトロクロルベンゼン	○	—	—		
	27-2. 硒素およびその化合物（アルシン、硒化ガリウムを除く）	○	○	○	○	
	28. 弗化水素	○	—	—		
	29. ベータ-プロピオラクトン	○	○	—	○	
	30. ベンゼン	○	○	—	○	
	31. ペンタクロルフェノール (PCB) およびそのナトリウム塩	○	—	—		
	31-2. ホルムアルデヒド	—	—	—	○	
	32. マゼンタ	△1	△2	—	○	
	33. マンガンおよびその化合物	○	—	—		
	33-2. メチルイソブチルケトン	△4	—	—	○	○
	34. 沃化メチル	○	—	—		

分類	対象物質	現在 従事者	過去 従事者	健康管理手帳 所持者	特別管 理物質	特別有 機溶剤
製造禁止物質	34-2. 溶接ヒューム	○	—	—		
	34-3. リフラクトリーセラミックファイバー	△4	△5	—	○	
	35. 硫化水素	○	—	—		
	36. 硫酸ジメチル	○	—	—		
	37. 1~36 を含有する製剤等	△7	△9	—		
1. 黄りんマッチ	△6	—	—			
	2. ベンジジンおよびその塩	△6	○	○		
	3. 4-アミノジフェニルおよびその塩	△6	—	—		
	4. 石綿	—		○		
	5. 4-ニトロジフェニルおよびその塩	△6	—	—		
	6. ピス(クロロメチル)エーテル	△6	○	○		
	7. ベータ-ナフチルアミンおよびその塩	△6	○	○		
	8. ベンゼンを含む含有するゴムのり(ベンゼンの含有量5%を超えるもの)	△6	—	—		
	9. 2、3、5~7についてその重量の1%(4については0.1%)を超えて含有する製剤その他の物	—	—	—		

- △1 対象物質を製造する事業場以外において対象物質を取り扱う労働者には、特殊健診を実施する必要はありません。(安衛令22条1項)
- △2 現に雇用する労働者で、過去に対象物質を製造する業務に従事した者に対して特殊健診を実施します。(安衛令22条2項)
- △3 現に使用する労働者で、過去に対象物質を鉱石から製造する業務に従事した者に対して特殊健診を実施します。(安衛令22条2項)
- △4 対象物質を製造し、取り扱う業務に従事する労働者であっても、ばく露の恐れのない一定の業務(59~61ページ「特定化学物質健康診断を実施しなくてもよい業務等」イ)参照)に従事する者には、特殊健診を実施する必要はありません。(安衛令22条1項、特化則2条の2)
- △5 現に使用する労働者で、対象物質を製造し、取り扱う業務に従事した労働者であっても、ばく露の恐れのない一定の業務(59~61ページ「特定化学物質健康診断を実施しなくてもよい業務等」イ)参照)に従事した者には、特殊健診を実施する必要はありません。(安衛令22条2項、特化則2条の2)
- △6 製造禁止物質(除く4)を試験研究のために製造し、使用する業務に従事する労働者には特殊健診を実施します(安衛令22条1項、安衛令16条)。ただし、特化則別表第3、第4で健診項目が示されているのは、「3.4-アミノジフェニルおよびその塩」、「5.4-ニトロジフェニルおよびその塩」のみです。

なお、これらの物質が製造禁止となったのは、取扱作業者に次の疾病が発症したためです。健康診断は、このことに留意して実施する必要があります。

黄りんマッチ：骨壊疽等の慢性りん中毒

ベンジジン、ベータ-ナフチルアミン：膀胱がん、急性膀胱炎症状

ビス（クロロメチル）エーテル：肺がん

ベンゼンゴムのり：造血臓器障害による悪性貧血、中枢神経中毒等

- △7 第2類物質第1号～36号を含有する製剤に加えて厚生労働省令で4-アミノジフェニルおよびその塩、4-ニトロジフェニルおよびその塩も対象とされています。(特化則別表第3)
- △8 製造禁止物質のうち2号、6号、7号、第1類物質のうち1～6号(3号を除く。)をその重量の1%を超えて含有するもの、7号をその重量の0.5%を超えて含有する製剤(合金にあっては6号をその重量の3%を超えて含有する製剤)を製造し、取り扱う業務に従事したことがある場合(安衛令第22条第2項第23号)
- △9 第2類物質のうち、過去従事者が健診対象となる物質について、その重量の1%を超えて含有するもの(14号については5%を超えて含有するもの)を製造し、取り扱う業務に従事したことがある場合(安衛令第22条第2項第24、特化則別表第5)

■ 特定化学物質健康診断を実施しなくてもよい業務等

ア) 第3類物質

この節の冒頭、特定化学物質健康診断は、第1類物質、第2類物質を製造し、取り扱う業務に、現在常時従事する労働者、および過去に常時従事していた労働者で現に使用している者が対象となるとしました。すなわち、次の第3類物質は特定化学物質健康診断を実施する必要はありません。

アンモニア、一酸化炭素、塩化水素、硝酸、二酸化硫黄、フェノール、ホスゲン、硫酸

ただし、第3類物質のうち、「硝酸」、「硫酸」、「一酸化炭素」は、特定業務従事者健康診断について規定した安衛則第13条に「ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務」として例示されています。

したがって、第3類物質である硝酸、硫酸、二酸化硫黄については、特定業務従事者健康診断を実施する必要があります(安衛則第45条、安衛則第13条第1項第3号ヲ)。(37ページ、3) 特定業務従事者の健康診断参照)

イ) 特定化学物質障害予防規則適用除外業務

上表(55～58ページ)「特定化学物質健康診断確認表」では、△4、△5の注記を「ばく露の恐れのない一定の業務に従事した場合には、特殊健診を実施する必要はない」としましたが、「一定の業務」とは次の業務をいいます。(特化則第2条の2)